

立法技術に関する研究 IV

——条・項・号の改正に関する諸問題——

榊 原 志 俊

序

- I 条・項・号の改正における構成部分等の表記と改正部分の特定
- II 本文、ただし書の改正と各号との関係
- III 本文・ただし書、前段・後段、各号列記以外の部分の改正
- IV 「主文」概念と分断方式

序

本稿は、条・項・号の改正のうち、本文・ただし書、前段・後段等の改正について考察するとともに、特にこれらの条・項の構成要素と号・各号との関係について論ずるものである。

法令の基本単位である条は、項に分かつことがあり、また条・項の中に号を設けることもある。「項」は条を分かつ際の1つの段落であり、「号」は条・項中の複数の事項を列記する場合に表記するものである。項は、その集合体をもって1つの条を形成するのに対して、号は、その集合体、すなわち「各号」をもって条・項を満たすことはできない。したがって、号・各号はそれ自体として独自の存在足りえず、各号の設置を根拠付ける文言（「次に掲げる」とか「次の各号のいずれかに該当する」とかの文言）を含む「柱書き」が各号の前に必ず置かれなければならない。このように項

は条の区分としての構造部分であるが、号は条・項の一部を形成する条の構成要素にすぎない。号はこのような特質を有するので、その改正についても様々な問題点がある。

他方、条・項においては、「本文」・「ただし書」、「前段」・「後段」、「各号列記以外の部分」と表記される条・項の構成要素が存在する。号は、条・項においてその設置の根拠となる柱書きが必ず必要となるが、その柱書きとしては、条・項中の「単一文」（この部分に名称が付されていない）、本文・ただし書、前段・後段が挙げられる。したがって、号・各号は、それ自体が条・項の構成要素であるが、他方、本文・ただし書等の条・項の構成要素に従属する扱いを受けることになる。

このような点から、まず、条・項・号を改正する場合に、改正部分をどのように特定するのか、特に、本文、ただし書等の構成部分における改正はどのように特定するのかを検討する。Ⅰの「条・項・号の改正における構成部分等の表記と改正部分の特定」において論ずる。

次いで、Ⅱにおいて、本文・ただし書等の構成部分における改正、特に各号を含む場合の改正の仕方について検討する。ここでは、本文・ただし書等の観念が各号を含むものかについてが焦点である。さらに、Ⅲにおいて、条・項における本文・ただし書、前段・後段、各号列記以外の部分の改正について論ずる。ここでは、これらの用語が具体の改め文でどのように表示されるかを検討する。最後に、Ⅳにおいて「主文」概念の導入を提唱し、本文・ただし書等と各号との関係を切断、分断して改正する「分断方式」を提案する。

本稿は、法制執務研究会編『新訂 ワークブック法制執務』（平成19年）と石毛正純著『法制執務詳解（新版Ⅱ）』（平成24年）を基本として検討を進めているが、立ち入った検討をしている磯崎陽輔著『分かりやすい法律・条例の書き方（改訂版）』（平成23年）を参考にした。本稿においても、「必要的特定」「特掲の特定」「分断方式」「主文」等の新たな用語、概念を作り出している。ここで作り出し、命名した用語、概念が適切であるかの

問題はあがるが、今後ともさらに検討して行きたいと考えている。

なお、本稿の参考文献、凡例、用語例等については、拙稿「立法技術に関する研究Ⅰ」（本誌54巻1・2号（平成25年2月））を参照願いたい。

I 条・項・号の改正における構成部分等の表記と改正部分の特定

1 改正部分の特定

(1) 条・項の構造部分と構成要素

法令の基本単位である条が「項」に分かたれているとき、項の集合体は条を形成するから、項は条の構造的分枝である。したがって、項は条よりも下位の一纏まりの存在として特定され、掲記、引用の対象となる。⁽¹⁾

条・項は、その内部において次のような構成要素を含むことがある。これらの構成要素は、しかし、それだけで単独で条・項を形成することができないので、条に対する項の如く構造部分足りえず、直ちに特定されるものではない。

第1に、条・項の中に号（その集合体としての「各号」）を設けることがある。号は、項と異なり、その集合体、すなわち「各号」をもって条・項を満たすことはできないから、号・各号は条・項の一部を構成する要素に

(1) 法令改正に際しては、現行規定改正原則から、改正の対象又は基準となる条・項を特定して表記（掲記・引用）しなければならない。本稿では、改正規定を掲げ示すことを「掲記」と称し、改正規定を条名において掲記する場合のその条を「掲記条」と、その条名を「掲記条名」と称することとし、「引用」とは明確に区別することとしている。なお、改正法令の本則において複数の被改正法令についてその法令ごとに条を起こして置かれた「改正文」は「条建て改正文」と称されているが、この条建て改正文において改正文を掲げ示すことを「標記」と称し、改正文を条名において標記する場合のその条を「標記条」と、その条名を「標記条名」と称することとする。

すぎない。しかも、号・各号はそれ自体として独自の存在足りえず、各号の設置を根拠付ける文言（「次に掲げる」とか「次の各号のいずれかに該当する」とかの文言）を含む「柱書き」が各号の前に必ず置かれなければならない。その柱書きとしては、条・項中の「単一文」（この部分に名称が付されていない）、本文・ただし書、前段・後段がある。各号は、これら「単一文」、本文・ただし書、前段・後段と必然的に結びつくわけではないが、条・項に各号を置く場合は、これら「単一文」等（これらも次に述べるように条・項の構成要素である）の柱書きが各号を根拠付けなくてはならない。

第2に、条・項において、「本文」・「ただし書」、「前段」・「後段」、「各号列記以外の部分」と表記される条・項の構成要素が存在する。条・項の文章が2つに区切られている場合の前の文章を「前段」と呼び、後の文章を「後段」と呼ぶ。後段の文章が「ただし」で始まる文章が用いられているときは、その部分を「ただし書」と呼び、前段に該当する部分を「本文」と呼ぶ（WB73）。これに対して、「各号列記以外の部分」とは、各号のある条・項の規定のうち、各号以外の部分をいう（WB142 I）。「各号列記以外の部分」という用語は、各号以外の条・項の構成要素を指し示す表示として考案された用語であり、主として、改正規定（改め文）において改正箇所の特定のために用いられている。「各号列記以外の部分」は、各号に対して、①「単一文」、②本文及びただし書、③前段及び後段を指し示すものである（もっとも、②と③に関しては、本文又はただし書、前段又は後段という択一的な関係を表すものではない）。これらの部分も単独では条・項を満たすことができず、あくまで条・項の構成要素にすぎないものである。そして、これらの構成部分の改正においてどのように特定されるのか、また、各号との関係においてどのような扱いを受けるのかが問題である。

第3に、各号を前提として、その設置を根拠付ける柱書きたる「単一文」が存在する。このような「単一文」は、各号が存在しなければ条・項

そのものであるが、各号を根拠付ける柱書きであるから、条・項の一部を構成する構成要素にすぎないことになる。このような各号の設置を前提にした「単一文」は法令中に頻出するにもかかわらず、これを指し示す名称が与えられていない。そのため、この部分を表示するために「各号列記以外の部分」なる用語が用意されたのであろうが、これはこの「単一文」のみならず、「本文・ただし書」、「前段・後段」をも指し示すことができるから、この「単一文」のみを表示する用語としては不適切である。

このように、条・項中の「各号列記以外の部分」を指し示す「単一文」、つまり各号の存在を前提にして本文・ただし書、前段・後段の構成を採らない条・項の本体部分のみを指し示す用語は存在しない。そこで、この「単一文」を仮に「主文」と称することとする。なお、この「主文」という用語は、他に類似の言葉や別の意味内容を強く連想させるような言葉を避けて考案した。もっとも、「主文」は裁判用語、訴訟用語として使用されている（民事訴訟法第253条、第259条第4項、第303条第2項等）が、立法技術論で借用しても混同の恐れは少なく、適当ではないかと思われる。

この「主文」も単独では条・項を満たすことができず、あくまで条・項の構成要素に過ぎないものである。そして、「主文」についても、本文・ただし書、前段・後段と同様に、その改正においてどのように特定されるのか、また、各号とどのような関係に立つのかが問題となる。

（２）「改正部分の特定」と「各号関係」

条・項・号を改正する場合に、改正部分をどのように特定するのか、特に、本文・ただし書等の構成部分を改正するときはどのように特定するかが問題となる。この問題を「改正部分（の）特定」と称することとする。次に、各号が設けられている場合にこれら本文・ただし書等の表示が各号といかなる関係に立つかが問題となる。この各号に対する構成部分の関係についての問題は「各号関係（論）」と称することとする。

号・各号、ただし書・本文、前段・後段、各号列記以外の部分は、条・項の構成要素、構成部分にすぎないが、その部分の字句改正を行うとき

は、同一の字句が同一条・項中の他の部分にあるか否かによって、表記の要否が異なる。しかし、これは、その部分の字句改正を行うという限定された場面の問題であって、同一条・項・号中の同一字句をすべて改正する場合の問題ではない。この場合は条・項の特定で足りる。また、条・項の全体が改正されたり、構成部分が特定することができないような場合は、条・項の掲記、引用で足りることになる。

(3) 最小単位掲記・引用原則

条・項・号の改正は、改正部分を当該条の構造上、構成上の最小単位までにおいて特定して、掲記、引用するのが原則である。すなわち、項・号を含まない条については「条」を、項を含む条については「項」までを条の構造部分として、号を含む条・項については「号」までを、号の細分を含む条・項・号については「細分」までを条の構成部分として、それぞれ掲記、引用する。また、「改正部分特定」によって特定された「ただし書」等についても、条の構成部分として、掲記、引用する。このように条・項・号についてその最小単位に着目して掲記、引用することを「最小単位掲記・引用原則」と称することとする。この原則によって、例えば、掲記条は「第○条第○項中……」「第○条第○項第○号中……」と表示することとなる。

最小単位掲記・引用原則は、条の構造部分たる項と構成部分における改正部分特定の結果を受けた表記を捉えて「最小単位」の観点において表示するものである。したがって、ただし書等の条・項の構成部分も改正部分特定の後には最小単位と扱うことになる。

号・各号は、従来、条・項と並んで「最小単位掲記・引用原則」の対象に含まれると疑問なく考えられてきた。しかし、号・各号も、条・項の構成要素にすぎないという点では本文・ただし書等と変わりがないから、改正部分特定についてはこれらと同様の考察が必要となる。号・各号について、従来、改正部分特定の問題があると明確に意識されてこなかったもので、議論の俎上に上がってこなかったのであろう。

なお、条、条中の項・号を掲記、引用する場合には、条名から掲記、引用するのが原則である。これを「条名から掲記・引用する原則」、略して「条名掲記・引用原則」と称することとする。したがって、章・節等構成を採っている法令を改正するためにする掲記、引用は、章番号・節番号等を掲記、引用はしない。条名について連続条名制が採られているから、条名から掲記、引用すれば、改正部分の特定に紛れるところはないからである。

2 「本文」「ただし書」「前段」「後段」「各号列記以外の部分」の表記と特定の方式

(1) 「ただし書」の表記と特定の方式

条・項・号に「ただし書」がある場合に、ただし書中の字句を改正するときは、「ただし書」までを掲記、引用しなければならないこととされている。すなわち、改正しようとする字句と同一の字句が同一条・項中のただし書以外の部分にあるか否かに関係なく、改正部分の特定のために「ただし書」を常に表記しなければならない（WB204Ⅰ）。

〔例〕「第〇条（第〇項）ただし書中……」とする。

「ただし書」の表記による改正部分特定は、「必要的特定」方式と称することができよう（「有レバ当然・無クテモ必要」の扱い）。このような「ただし書」の変則的な扱いも含めて言うと、改正部分の特定は、原則として条・項・号又はただし書までを掲記、引用して行うということになる（WB203Ⅲ）。

(2) 「本文」「前段」「後段」「各号列記以外の部分」の表記と特定の方式

条・項の構成部分である「本文」「前段」「後段」「各号列記以外の部分」については、改正しようとする字句と同一の字句が同一条・項中の他の部分にもあり、他の部分における字句は改正しない場合に、この部分に改正部分を特定するために、このように掲記、引用する。「本文」「前段」「後

段」「各号列記以外の部分」の表記によるこのような改正部分特定は、「限定的特定」方式と称することができよう（「有レバ当然」の扱い）。

もっとも、「本文」「前段」「後段」については、このような場合に関係なく、掲記、引用することも許される。すなわち、これらについては、改正しようとする字句と同一の字句が同一条・項中の他の部分にあるか否かに関係なく、改正部分特定のために用いることができる（WB203Ⅲ、WB204Ⅱ）。

このような拡張された改正部分特定は、「特掲的特定」⁽²⁾方式と称することとする（「無クテモ可」の扱い）。

以上から、「本文」「前段」「後段」の表記による改正部分特定は、「限定的特定・特掲的特定」方式と称することができよう（「有レバ当然・無クテモ可」の扱い）。この特掲的特定方式を考慮に入れると、「本文」「前段」「後段」の扱いは「ただし書」の扱いと同じになる。

（3）「各号列記以外の部分」の表記と特定の方式

「各号列記以外の部分」については、改正しようとする字句と同一の字句が同一条・項中の他の部分にもあり、他の部分における字句は改正せず、各号列記以外の部分だけを改正する場合に、その用法が限られるとされている⁽³⁾（WB204Ⅲ）。

「各号列記以外の部分」については、このように「限定的特定」方式に限られ、「特掲的特定」方式は認められないのである（「有レバ当然〔有ルトキノミ〕・無ケレバ不可」の扱い）。「各号列記以外の部分」において「改正しようとする字句と同一の字句が同一条・項中の他の部分にもあり、他

(2) この「特掲的特定」という用語は、秋田周『条例と規則』（昭和52年）389頁が「特掲することを妨げない」と表現していることに示唆を受けて試作したものである。

(3) 「各号列記以外の部分」という用語は、主として改正規定（改め文）において改正部分の特定のために用いられるが、準用読替規定における字句引用に用いられることも多い。なお、法令の実体規定の中で用いられた例が生じた。国家公務員法（昭和22年法律120号）第61条の2第6項参照。

の部分における字句は改正せず、各号列記以外の部分だけを改正する場合に限定するのは、当然に「各号」の存在を前提にした限定である。そうであれば、「限定的特定」方式に限られ、「特掲的特定」方式は認められない」といっても、その使用の場面はかなり限られていることにはなる。

なお、『ワークブック法制執務』は、「改正しようする字句と同一の字句が同一条・項中の他の部分にもあり、他の部分における字句は改正しない場合で、このような所在を特定する方式をとらなければ他に方法がないやむを得ない場合に用いられる」（WB204Ⅲ）として、「他に方式がない」といういわゆる「補充的要件」の如き場合を付加している。また、磯崎187頁は、「各号列記の前の部分を意味する「各号列記以外の部分中」は、余り用語的に熟したものではないので、それを用いなければならない真に必要な場合に限り、用いることとされている（「前段中」及び「本文中」）を用いて改正箇所を限定できる場合は、それを優先させるという意味である。」として、「限定的特定」方式に限られ、「特掲的特定」方式は認められないという用法には言及せず、補充的要件についてだけ言及し、その意味が「前段中」及び「本文中」を用いて改正箇所を限定できる場合は、それを優先させるという意味である」としている。

「各号列記以外の部分」の概念は、一方で、「各号」の存在を前提とし、「各号」との関係に限られているが、他方で、各号の存在する場合の「ただし書」「本文」「前段」「後段」の各概念と重複している。したがって、「ただし書」等の重複する可能性のある各概念との調整を、この補充的要件において表示していると考えることになろう。しかし、磯崎は、補充的要件における「各号列記以外の部分」の概念の根拠を「余り用語的に熟したものではないので」としているが、不適切である。その根拠は、重複する可能性のある「ただし書」「本文」「前段」「後段」という他の各概念との調整の必要性に求められなければならない。用語の成熟性は無関係であると考えられる。

もっとも、「各号列記以外の部分」の概念が「各号」の存在を前提とし、「各号」との関係に限られているので、その使用場面が限定的であるから、「各号」の存在を前提としない「ただし書」等の表示に対して特殊性があり、したがって劣後的な使用に限られると考えることは可能である。このように考えれば、「各号列記以外の部分」の表記は、「各号」の存在する場合において「限定的特定」の用法に限られ、「特掲的特定」の方式は認められないと考えるだけで足りることになる。

(4) 号・各号の特定の方式

号・各号中の字句を改正するときは、号・各号までを掲記、引用しなければならない。すなわち、改正しようとする字句と同一の字句が同一条・項中の当該号・各号以外の部分にあるか否かに関係なく、改正部分特定のために号・各号を常に表記しなければならない。このような号・各号の改正部分特定は、「必要的特定」そのものである。そうであるから、号・各号のこのような扱いは「ただし書」と全く同様となる。

もっとも、従来から、このような考察を加えることなく、号・各号は「最小単位掲記・引用原則」の対象とされてきた。したがって、号・各号は、条・項と並んで「最小単位」であると扱うことは便宜的には許されない訳ではなかろう。

3 考え方

条・項・号の一部改正において、改正する部分を条・項という「条」の構造部分に着目し、その最小単位において特定させるのは、当然のことであろう。問題は、条・項の構成部分である「号・各号」「ただし書」「本文」「前段」「後段」「各号列記以外の部分」について、「号・各号」「ただし書」と「本文」「前段」「後段」と「各号列記以外の部分」とで改正部分特定の方式がそれぞれ異なるのは何故であるかである。すなわち、「号・各号」「ただし書」は、何故に必要なのか。「本文」等は、何故に限定的なのか。また、何故に特掲してよいのか。「各号列記以外の部分」は、何

故に限定的な用法以外は認められないのかである。

これについて、磯崎185頁は、「なぜただし書の字句改正の場合にのみ必ず「ただし書中」と規定しなければならないのかは、よく分からない」とし、「ただし書のみ「ただし」という言葉が条文中にあり、場所の特定が容易であるからという説もある」と述べている。

『詳解』326頁は、次のように説明している。

「改正部分を特定するための引用の方式は、どのような考えに基づいて使い分けられているのであろうか。……「ただし書」は、条文中に「ただし、……」として書かれているので、この部分であることが明らかである。これに対して、「本文」「前段」「後段」については、条文中にこれらを示す言葉が存在しない。しかし、「本文」については、ただし書があるので、これに対する前の部分が本文であること、また、「前段」「後段」については、条文が2つの文章から成り立っているため、前の部分が前段で、後の部分が後段であることは、かなり容易に理解される。改正の際に、「条」「項」「号」「ただし書」については原則としてこれを指示することとされ、「本文」「前段」「後段」については特記することを妨げないとされるのは、このような点を意識したものであると思われる。以上に対して、「各号列記以外の部分」は、条文中にこれらを示す言葉が存在しない点で、「本文」「前段」「後段」と同じであるが、「本文」「前段」「後段」という言葉が用語として存在し、その条文中における部分も分かりやすいものであるのに対し、「各号列記以外の部分」は説明文章を簡略化したような造語であり、その条文中における部分もやや分かりにくいものである。このようなことから、「各号列記以外の部分」については、これを用いなければ他に方法がないやむを得ない場合にのみ用いるもの、とされるのであろう。」

『詳解』のこの説明は、通説的見解を敷衍したものであろう。確かに、改正部分の特定に関する扱いの差異については、特定の容易さといった理由に基づくものと言ってよかろう。もっとも、「各号列記以外の部分」は、その表現の生硬さは否めないが、だからと言って改正部分の特定が困難と

いう訳ではない。「これを用いなければ他に方法がないやむを得ない場合にのみ用いるものとされる」は、直接的な理由足りえないと考える。「各号列記以外の部分」の用法は、限定的特定に限定され、特掲の特定は不可であると位置付ければ足り、何か補充的な特別の性質があるかの如く扱う必要はないと考える。

なお、『詳解』は「条、項、号、ただし書については原則としてこれを指示する」としているが、条、項は構造部分の問題であり、号、ただし書は条・項の構成部分の扱いの問題である。特に、号・各号については、改正部分特定の結果に基づいたものであると認識した上での上記のような立論であるべきである。

Ⅱ 本文、ただし書の改正と各号との関係

1 各号との関係における本文、ただし書の内容

(1) 序

本文、ただし書の改正と各号との関係について、ここで検討する（前段、後段については、本文、ただし書と同様の状況になるので、本節では省略する）。本文と言う以上ただし書の存在が当然の前提になるし、逆に、ただし書と言う以上本文の存在が前提になる。本文の改正としては、全部改正と一部改正とが問題になるが、本文の追加、削除ということは論理的にありえない。ただし書の改正には、そのような制約はない。

条・項に各号が置かれている場合に、各号を設置する根拠となる文言を有する条・項中の文（柱書き）として本文・ただし書、前段・後段、主文があるが、これらの柱書きが各号を含んでいるかの問題がある。これが「本文・ただし書と各号との関係」（各号関係）の問題である（この問題は「本文・ただし書と各号との関係」に限られず、「前段・後段と各号との関係」「主文と各号との関係」においても生ずる）。

この考察の前提として、まず本文、ただし書が各号に対してどのような関係にあるのかについて検討しよう。

本文には、「各号のある本文」又は「各号を含む本文」と「各号のない本文」又は「各号を含まない本文」とがある。「各号のある本文」「各号を含む本文」は、（ただし書の存在を前提として）「柱書きとしての本文」と「各号部分としての本文」とから成っており、「各号のない本文」「各号を含まない本文」は、（ただし書の存在を前提として）「柱書きだけから成る本文」である。本文と各号の関係は、認識論としては、このように包含関係にあるか否かによる区別が可能である。

同様に、ただし書にも、「各号のあるただし書」又は「各号を含むただし書」と「各号のないただし書」又は「各号を含まないただし書」とがある。「各号のあるただし書」「各号を含むただし書」は、「柱書きとしてのただし書」と「各号部分としてのただし書」とから成っており、「各号のないただし書」「各号を含まないただし書」は「柱書きだけから成るただし書」である。ただし書と各号との関係においても、このように包含関係にあるか否かによる区別が可能である。

（２）「本文」概念の限定

上記のように、本文には「各号を含む本文」と「各号を含まない本文」とが存在するが、「各号を含まない本文」なる観念は、両者が無関係である（関係不存在）ということ以上を意味するものではないが、「各号を含む本文」については、両者の間に何らかの牽連関係が存在すると構成することもできる（後述するように、ただし書と各号との関係ではそのような牽連性が認められる）。

しかし、ここでの「本文」は、「各号を含む本文」の存在を認めず、「各号を含まない本文」のみしか表示しないものとする。本文という以上、ただし書の存在が前提となるが、本文であるから当然ただし書があるのだから、「各号を含む本文」の各号に対する関係はただし書の存在によって切断され、本文と各号との連続性、一体性は破壊されてしまう。

このように、「各号を含む本文」といっても、改め文、改正規定の観点においては別個の存在と扱わざるを得ない。「本文」の表示は各号を含まないものとする立場が通説であるかは判然としないが、ただし書によって切断、分断された「各号を含む本文」が改め文上で有意ではない以上、本文には各号を含まないものとせざるを得ない。

このように各号に対する本文の関係は、観念的な包含関係を越えて、現実的な牽連関係は存在しないと構成せざるを得ない。このような現実的牽連関係の存否は「各号を支配する」というように「支配関係」として把握することができる。そうすると各号に対する本文の関係は、包含関係の存否にかかわらず、支配関係にはないということになる。このように概念を整理すると、「本文は、「各号を含む本文」の存在を認めず、「各号を含まない本文」のみしか表示しない」という必要はなく、観念的な包含関係の存否はあるが、現実的な支配関係は「各号を含む本文」にも「各号を含まない本文」にも存在しないと構想することになる。

以上から、本文には、各号を含むものと含まないものが存在するが、「本文」は各号を支配しないものとして、現実的な牽連関係のないものとしてしか表示しないこととなる。各号を含む本文であっても、各号を支配せず、各号に対して牽連性を有しない。このような各号非支配の本文との関係における各号は、本文との関連しない自立した存在となる。したがって、例えば、「本文」の全部改正において、各号を支配しない本文（非支配柱書き）は全部改正の対象となるが、各号はその対象とはならない。（各号を支配しない柱書きを「非支配柱書き」と、支配関係を表示する柱書きを「支配柱書き」と称することとする。）勿論、各号を含まない本文の全部改正が各号部分に及ばないのは言うまでもない。したがって、「各号を含む本文」、つまり「各号を支配しない本文」に対応するただし書は、後述するように、各号を含まず、各号を支配するものではないことになるのに対し、「各号を含まない本文」（すなわち関係不存在ではあるが、支配関係でいえば当然に「各号を支配しない本文」となる）に対応するただし書は、各号

を含み、各号を支配するものとなることになる。

（３）「ただし書」概念の検討

これに対して、ただし書にも「各号を含むただし書」と「各号を含まないただし書」とがある（包含関係の存否）が、ここで「各号を含むただし書」は、各号を支配するものを表示しているとされている。すなわち、「ただし書」には「各号を含むただし書」と「各号を含まないただし書」とが存在するが、このうち「各号を含むただし書」においては、ただし書と各号との関係は他の存在によって分断されることはなく、ただし書と各号との連続性、一体性が維持される。したがって、「柱書きとしてのただし書」と「各号部分としてのただし書」とから成る「各号を含むただし書」は、同時に各号を支配し、現実的な牽連関係の下に置くことになる。すなわち、「各号を含むただし書」つまり「各号を支配するただし書」にあっては「ただし書」というだけで「柱書きとしてのただし書」のみならず、「各号部分としてのただし書」をも当然に含むものとして措定することになる。これに対して、「各号を含まないただし書」は、関係不存在であり、各号に対する支配関係に立たない。この場合は、各号は本文に含まれるが、その本文の支配を受けず（非支配柱書き）、「本文」の表記は各号に及ばないことから、この各号は独自の存在となる。要するに、本文は各号を含もうが含まなかろうが、各号を支配せず、牽連性はないのに対して、ただし書は、各号を含む場合には各号を支配することになり、その関係は各号に及ぶ。

『ワークブック法制執務』は、ただし書が各号を含んだものであるときは、各号を実質的に加える部分を別建てで改正する必要はないという扱いをする（WB212I）こととしている（通説）が、この扱いは、上述のような考えの下で理解すべきものであろう。なお、通説は、各号を含んだ本文について各号に対する支配関係を及ぼすと考えているのかは判然としないが、そのように考えているとすれば不適切であると言わざるを得ない。

なお、通説は、「ただし書」を「形式的意味のただし書」（各号を含まな

いただし書」と「実質的意味のただし書」（各号を含むただし書）とに分けている（WB207）が、単に各号を含むか含まないかの観点だけから対処しようとしている点で無理があるのであろう。我々は、かかる包含関係の上に支配関係を設定して、本文・ただし書と各号との関係を明確にしようとするものである。各号に対する支配関係を考察の対象に入れるのは、「各号を含む本文」の観念における本文と各号との牽連性を排除する為である（包含関係だけでは排除することができない）。我々は、さらに、ただし書と各号との関係を遮断し、「各号を支配するただし書」の観念すら排除すべきであるとする（分断方式）が、この点は後述する。

以上は、「各号を含むただし書」つまり「各号を支配するただし書」について、ただし書が各号を支配しているか否かの問題であり、各号や個々の号（個別号）との関係は、「各号列記以外の部分」の表示とも絡んで、複雑となる。これは後に検討することとする。

2 各号との関係（各号関係）

本文・ただし書と各号との関係（各号関係）について検討してきたが、同様の問題は前段・後段と各号との関係においても生ずる。基本的には、前段は本文に、後段はただし書に対応して考えることができよう。

この各号関係について、磯崎10頁は、次のように言う。

「2段で構成される条又は項〔本文・ただし書、前段・後段のこと〕の各号列記については、次のことが言える。

①ただし書が柱書きである場合は、ただし書に各号列記が含まれる。

〔各号を支配するただし書は各号を含む。〕

②本文及び前段が柱書きでない場合は、本文又は前段に各号列記は含まれない。

〔各号を含まない本文・前段は各号を含まない。〕

しかし、次の場合については、よく分からない。

i) ただし書が柱書きでない場合

〔各号を支配しないただし書は各号を含むか。〕

ii) 後段が柱書きである場合及び後段が柱書きでない場合

〔後段が各号を支配する場合、支配しない場合、各号を含むか。〕

iii) 本文又は前段が柱書きである場合

〔各号を支配しない本文・前段は各号を含むか。〕

(以上、〔 〕内は我々の言葉で敷衍したものである。)

そして、続けて次のように言う。

「確かにそれぞれが柱書きである場合には各号列記を含むとする説には、一貫したものがある。しかし、本文や前段が柱書きである場合に、単に「第○項本文（前段）中「A」を「B」に改める」としたとき、……このただし書や後段を飛び越えて各号列記中の A という字句が改められるというのも、若干常識的ではない。」

我々の見解においては、①と②はそのまま認められ、i) は「各号を支配しないただし書は各号を含まない」、ii) は「後段が各号を支配する場合は各号を含む、支配しない場合は各号を含まない」、iii) は「各号を支配しない本文・前段は各号を含まない」となる。そして、磯崎は、「ただし書を飛び越えて各号列記中の A という字句が改められるというのも若干常識的ではない」とするが、我々は、各号を含む本文が各号を支配することはないという点について、支配関係・牽連関係という観点から根拠付けるべきであると考えている。

なお、磯崎は「ただし書及び後段並びに本文及び前段は、各号（列記）とともに条又は項の一部を表す用語であり、これらのものに各号列記は含まれないと考えた方がすっきりする」というが、この点は我々も「分断方式」を採るべきであると考えてるので、軌を一にする。

Ⅲ 本文・ただし書、前段・後段、各号列記以外の部分の改正

1 ただし書の改正

(1) ただし書の一部改正

① 改正部分特定

各号のないただし書の字句を改める場合、本文中の同一字句の存否にかかわらず、「第〇条ただし書中「〇〇」を「△△」に改める。」とする。

ここで「ただし書中」は、改正しようとする字句と同一字句が同一条・項中のただし書以外の部分（「本文」部分）にあるか否かに関係なく用いなければならない（WB204 I）。すなわち、「本文」に同一字句があっても、「ただし書中」の指定によって、改正部分はただし書部分の字句に限られることになるが、同一字句がなくても「ただし書中」の指定をしなければならない。「必要的特定」である。

なお、ただし書と本文の同一字句を改正する場合は、「第〇条中「〇〇」を「△△」に改める。」とする（⇒「本文の一部改正」の項）。

② 各号関係

・各号のあるただし書において、ただし書柱書きと個別号について存在する同一字句を改正する場合

「第〇条ただし書及び第〇号中「〇〇」を「△△」に改める。」とされているようである。

・この場合に、各号にある字句も改めるとき

「第〇条ただし書及び各号中「〇〇」を「△△」に改める。」とされているようである。

これらの場合も、ただし書概念が混乱している。厳密に考えれば、次のようになる。

「第○条ただし書（各号列記以外の部分に限る。）及び第○号中「○○」を「△△」に改める。」

「第○条ただし書（各号列記以外の部分に限る。）及び各号中「○○」を「△△」に改める。」とすべきであろう。

・各号のあるただし書において同一字句が柱書きと各号部分とにある場合に、柱書きの部分の字句だけを改めるとき

「第○条ただし書（各号列記以外の部分に限る。）中」とする（WB207）。

「各号列記以外の部分に限る。」との限定文言によって、柱書きとしてのただし書のみを指し示すこととしている。

この表示は、次のような理由による。すなわち、各号のあるただし書は、「ただし書」の表示によって当然に各号を含むものと考えられているから、「ただし書」と「各号」との関係で、各号を含まないただし書（柱書き）だけを指し示す場合には、「各号列記以外の部分に限る。」と限定文言を丸括弧で付記して、その旨を明確にすることとしているのである。

これについて、WB207は、「ただし書」を「形式的意味のただし書」（各号を含まないただし書）と「実質的意味のただし書」（各号を含むただし書）とに分けて、「第○条ただし書中」とした場合、それが「各号を含むただし書（実質的意味のただし書）」を指すのか「各号を含まないただし書（形式的意味のただし書）」を指すのかが不明確であるから、「各号列記以外の部分に限る。」として「疑いの余地を残さない」ためとする。（しかも、この「疑いの余地を残さない」のは「法令編集上」とする。）しかし、この説明は不適切である。「各号列記以外の部分に限る。」との限定文言は、「ただし書」概念の内容から各号列記部分を除外するために論理的に必要となる概念操作の手立てであって、疑念が残るか否かの問題ではないからである（同旨、磯崎11頁）。磯崎は、『ワークブック法制執務』は為念規定のように説明していると批判している。

為念的ならば、なおさら改め文、改正規定の構成要素と混同されるような表示は許されない。結局、「各号のあるただし書」「各号を支配するただ

し書」という概念を放棄し、柱書きとしてのただし書と各号とは別異のものであるとし、両者は分断すべきである（分断方式）。

（２）ただし書の全部改正

ただし書を全部改める場合、「第〇条ただし書を次のように改める。」とする（WB211 I ex 1）。

「各号を含むただし書」「各号を支配するただし書」については、これによって、ただし書の柱書きのみならず、各号も同時に全部改正される。「各号を含まないただし書」「各号を支配しないただし書」については、これによって、ただし書の柱書きは全部改正の対象となるが、各号はその対象にはならない。

ただし書には、「各号のあるただし書」「各号を含むただし書」と「各号のないただし書」「各号を含まないただし書」とがあるが、「各号を含むただし書」は「柱書きとしてのただし書」と「各号部分としてのただし書」とから成っており、「各号を含まないただし書」は「柱書きだけから成るただし書」である。ここでの「ただし書」は、「柱書きとしてのただし書」と「各号としてのただし書」の両義を指し示すもの（両義性）として使用している。したがって、ただし書が各号を含んだものであるときは、各号を実質的に加える部分を別建てで改正する必要はないことになる（WB212 I）。また、改正後の各号の号数が改正前の号数と一致する必要もない。

なお、「各号を含むただし書」を全部改正する場合に、「第〇条ただし書及び各号を次のように改める。」とする例がある。

この表示においては、ただし書は柱書きとしてのただし書と限定して理解すべきことになるが、このただし書は各号を含むもの、つまり各号を支配するものであることは改正規定から明白であるから、概念矛盾を来していることになる。「第〇条ただし書を次のように改める。」とすれば足りる。

「第〇条ただし書及び各号を次のように改める。」の表示においては、「ただし書」が「柱書きとしてのただし書」のみならず「各号部分として

のただし書」をも表示しているのに、さらに「各号」を繰り返す（つまり各号部分が重複している）という過誤を犯している。「第〇条ただし書を次のように改める。」の表示によって、ただし書の柱書きも各号も一挙に全部改正することになる。この帰結に違和感、不安感を覚えるというのであれば、そもそも「ただし書両義性」論を放擲し、分断方式を採るより方法はなかろう。

・他方、各号を含むただし書を全部改正して各号を含まないただし書とする場合も、この表示で足りる。

以上が、各号を含むただし書、各号を支配するただし書の概念内容からの論理的帰結であるが、しかし、『ワークブック法制執務』は、この表示だけであると、柱書きとしてのただし書だけの改正にすぎず、各号部分は残存すると考えられる余地があるので、各号を削除する表示をすべきであるとしている（WB212Ⅱ）。もっとも、その具体の表示方法については言及していない。その表記方法は容易に考え付かないが、敢て挙げるならば、「第〇条ただし書を次のように改め、同条各号を削る。」とでもすることとなるのか（『詳解』359頁はこの方式を記している）。

しかし、かかる表示方法を採るというのであれば、ただし書概念における概念矛盾を来すことになるのみならず、「次のように改める」改正方式と全く矛盾することになる。「全部改正」して「削除」するのを1つの改正規定で表示することなどは、全く不可である。このような点からも、ただし書概念における両義性（「柱書きとしてのただし書」と「各号部分としてのただし書」）は維持することが難しいことを通説自身が自認していることが明らかであろう。そうだとすると、ただし書が各号を含んだものであるときは、「各号を実質的に加える部分を別建てで改正することはしない」（WB212Ⅰ）とする大前提そのものが揺らいでいると言わざるを得ない。

・ただし書と各号の一部（ただし書に引き続いて連続する号）とを全部改正する場合

「第〇条ただし書及び第1号を次のように改める。」

「第〇条ただし書並びに同条第 1 号及び第 2 号を次のように改める。」

となるのであろうか。

しかし、これらの表示では、「ただし書」は「柱書きとしてのただし書」しか指し示さないことになり、不徹底である。「柱書きとしてのただし書」しか指し示さないことにする必要が生ずる。「各号列記以外の部分に限る。」という限定文言を使用して、重複した関係を整序しなければならない。したがって、

「第〇条ただし書（各号列記以外の部分に限る。）及び第 1 号を次のように改める。」

「第〇条ただし書（各号列記以外の部分に限る。）並びに同条第 1 号及び第 2 号を次のように改める。」とすべきである。

なお、このような扱いは、個別号がただし書の柱書きに引き続く場合、又は引き続いて連続している場合に可能であろう。個別号がただし書に引き続かない場合、又は連続していない場合は、全部改正の改正規定は切断される。

（3） ただし書の追加

ただし書を追加する場合、「第〇条に次のただし書を加える。」とする（WB199 I）。

この場合、各号を含む（支配する）ただし書の追加であっても、柱書きは変わらない。改行表示したただし書が各号を含んだものになっていることをもって足りる。つまり、柱書きにおいて各号追加のあることを表示する必要はない（WB200）。

（4） ただし書の削除

① 序

ただし書を削除する場合、「第〇条ただし書を削る。」とする。

各号を含む（支配する）ただし書は、この表示によって、ただし書の柱書き部分も各号部分もともに一挙に削除されることになる（管である）。

各号を含むただし書を削除する場合は、柱書きのみならず各号を含めて

「第〇条ただし書を削る。」で足りる（筈である）が、実際には「第〇条ただし書及び各号を削る。」としているようである。これも一貫しない。各号の重複削除になってしまう。各号を含むただし書の削除はそれだけで各号を含めて削除されると考えるべきである。

・ただし書を削って後段を加える場合

「第〇条ただし書を削り、同条に後段として次のように加える。」とする（WB211Ⅱ）。

これは実質的にはただし書を後段の形に全部改正する場合である。すなわち、ただし書を全部改正して、後段の形にする場合は、このように削除・追加方式を採るべきであることを示唆している。勿論、ここでの「第〇条ただし書を削り」は柱書きとしてのただし書と各号としてのただし書を指し示している。

〔例〕「第〇条中「A」を「B」に改め、ただし書を削り、同条に後段として次のように加える。」

② 各号関係

・各号を含むただし書において柱書きと各号とを削除する場合、「第〇条ただし書を削る。」で足りる（筈である）。

実際には、「第〇条ただし書及び各号を削る。」としているようであるが、一貫しない。各号を含むただし書の削除はそれだけで各号を含めて削除すると考えるべきである。

・各号を含むただし書の柱書き部分だけを削除する場合は、「第〇条ただし書（各号列記以外の部分に限る。）を削る。」となる（筈である）。

なお、各号を含むただし書の各号部分を削除する場合は、「第〇条各号を削る。」とする（⇒号の削除の項）。

・各号を含むただし書と個別号を削除する場合

「第〇条ただし書及び第〇号を削る。」としているようであるが、一貫しない。

「第〇条ただし書（各号列記以外の部分に限る。）及び第〇号を削る。」と

する。

ただし書柱書きに引き続いて連続する号については、このように繋いで問題ない。削除の場合は、その号がただし書に引き続かない場合、又は連続しない場合、改正規定はそこで切断される。

2 本文の改正

(1) 本文の一部改正

① 改正部分特定

ただし書における同一字句の存否との関連で、次のように表記する。

なお、「ただし書」には、各号のあるただし書と各号のないただし書とがあるが、この区分は、柱書きとしてのただし書と各号列記部分としてのただし書との対抗関係の中で意味を有するものであるが、ただし書と本文との改正部分特定の関係においては、左程意味のある区分ではない。

・ただし書に同一字句がなく、本文の字句だけを改める場合

「第〇条中「〇〇」を「△△」に改める。」とする。

他の部分（ただし書の部分）に同一字句がない以上、本文中の改正であることを示す必要はない。限定的特定すら不要である。

なお、本文中の改正であることを示して、「第〇条本文中「〇〇」を「△△」に改める。」としてもよい。特掲的特定である。

・本文とただし書に同一字句があり、本文の字句だけを改める場合

「第〇条本文中「〇〇」を「△△」に改める。」とする。

この場合は、「本文中」と表示して、本文中の字句だけの改正であることを明示する。「本文中」の表示が必須である。限定的特定である。

・本文とただし書に同一字句があり、その字句について本文、ただし書の両方において改める場合

「第〇条中「〇〇」を「△△」に改める。」で足りる。

この場合は、本文中の字句だけの改正ではないから、「本文中」の表示はしない。限定的特定すら不要。「第〇条中」の表示は当該条全体に掛る

という原則に戻る。

- ・本文とただし書に同一字句があり、ただし書の字句だけを改める場合「第○条ただし書中「○○」を「△△」に改める。」とする。
ただし書の必要的特定である（⇒ただし書の一部改正の項）。

② 考え方

- ・「第○条中」「第○条第○項中」とする場合は、改正はその条・項の全体、すなわち本文にもただし書にも及ぶ。
- ・「本文中」の表示は、本文とただし書に同一字句があり、本文だけの字句を改める場合に、この限定を明示して特定しなければならない（限定的特定）。ただし、「本文中」は、「ただし書中」と同様に、改正しようとする字句と同一字句が同一条・項中の本文以外の部分にあるか否かに関係なく用いることもできる（特掲的特定）。すなわち、ただし書中に同一語句がなくても、「本文中」と表現することができる（WB204Ⅱ）。

以上から、「第○条中「○○」を「△△」に改める。」とするのは、次の2つの場合である。

- i) ただし書に同一字句がない場合に本文の字句だけを改める場合（本文中の改正であることを示す必要はない。）
- ii) 本文とただし書に同一字句があり、その字句について本文、ただし書の両方において改める場合（本文、ただし書のいずれにおいても同一字句の改正を行うのであるから、「第○条中」の表示はその条・項全体に及ぶという原則に戻ることになる。）

③ 各号関係

本文は、各号との関係が切断されると構想するので、各号関係は発生しない。

(2) 本文の全部改正

- ・本文の全部を改正する場合、「第○条本文を次のように改める。」とする。

「本文」を表示することにより、ただし書や各号部分に改正が及ばない

ことが明らかになる。

本文・ただし書を含めて全部改正する場合は、条・項の全部改正の問題である。

本文と各号を全部改正する場合（ただし書の柱書き部分は改正せず）、本文の全部改正と各号の全部改正とに分割して改正する。もっとも、この場合は、その条・項を全部改正することとし、ただし書柱書き部分は改めず、これを改行表示された条・項文にそのまま再掲するという方法も可能であろう。

3 前段・後段の改正

(1) 序

前段の改正としては、全部改正と一部改正とが問題になる。前段の追加、削除ということは論理的にありえない。後段の改正には、そのような制約はない。

前段には、「各号のある前段」又は「各号を含む前段」と「各号のない前段」又は「各号を含まない前段」とがある。「各号を含む前段」は、(後段の存在を前提として)「柱書きとしての前段」と「各号部分としての前段」とから成っており、「各号を含まない前段」は、(後段の存在を前提として)「柱書きだけから成る前段」である。

後段には、「各号のある後段」又は「各号を含む後段」と「各号のない後段」又は「各号を含まない後段」とがある。「各号を含む後段」は、「柱書きとしての後段」と「各号部分としての後段」とから成っており、「各号を含まない後段」は「柱書きだけから成る後段」である。

前段・後段の扱いは、本文・ただし書と同様であるべきである。したがって、我々の見解では、「各号を含む本文」が各号を含まない(支配しない)ことに対応して、「各号を含む前段」は各号を含まず、「各号を含む後段」は各号を含むこととする。

磯崎10頁は、通説は、「各号のない前段」が各号を含まないことは明確

であるが、「各号のある前段」が各号を含む（支配する）かどうか、「各号のある後段」と「各号のない後段」が各号を含む（支配する）か、含まない（支配しない）かについては、不明であるとしている。しかし、前段・後段の各号に対する関係と本文・ただし書の各号に対する関係とが別異である理由はない。両者は、パラレルに扱ってよいと考える。以下の論述は、結論だけを示したものである（詳細は、本文、ただし書の節を参照されたい。）

（２） 前段・後段の改正

① 前段・後段の一部改正

（i） 改正部分特定

一部改正については、改正部分特定の問題が生ずる。前段と後段についての改正部分特定は、限定的特定と特掲的特定である。

・前段及び後段に同一字句があり、そのいずれかだけを改めるときは、前段又は後段と特定して「第○条前段（後段）中「○○」を「△△」に改める。」とする。限定的特定である。

なお、「前段（後段）中」は、改正しようとする字句と同一字句が同一条・項中の前段（後段）以外の部分にあるか否かに関係なく用いることもできる（WB204Ⅱ）。すなわち、前段又は後段中に同一字句がなくても、「前段（後段）中」と表現することができる。特掲的特定である。

・前段と後段に同一字句がなく、そのいずれかを改める場合、「第○条中「○○」を「△△」に改める。」とする。条・項名掲記で足りる。前段、後段の特定は不用である。

・前段と後段の同一字句があり、そのいずれをも改める場合、「第○条中「○○」を「△△」に改める。」とする。条・項名掲記で足りる。前段、後段の特定は不用である。

（ii） 各号関係

各号のある後段において、後段柱書きと各号又は個別号について存在する同一字句を改正する場合

「第〇条後段（各号列記以外の部分に限る。）及び各号中」

「第〇条後段（各号列記以外の部分に限る。）及び第〇号中」とする。

② 前段・後段の全部改正

前段又は後段を全部改める場合は、「第〇条前段（後段）を次のように改める。」とする（WB211 I）。

「各号を含む後段」「各号を支配する後段」については、これによって、後段の柱書きのみならず、各号も同時に全部改正される。「各号を含まない後段」「各号を支配しない後段」については、これによって、後段の柱書きは全部改正の対象となるが、各号は対象にはならない。

・後段と各号の一部（後段に引き続いて連続する号）とを全部改正する場合
「第〇条後段（各号列記以外の部分に限る。）及び第 1 号を次のように改める。」とする。

③ 後段の追加

・後段を追加する場合は、「第〇条に後段として次のように加える。」とする（WB199 II）。

前段の追加ということは、論理的にあり得ない。

なお、ただし書を加える場合と柱書きの表現が異なることに注意。後段の追加は「後段として」の記載によるものであるので、「同条後段」とはしない。

各号を含む後段を設ける場合は、ただし書の場合と同じ（WB200、WB212 I）。各号を含んだ後段を改行表示することをもって足りる。

④ 後段の削除

後段を削る場合は、「第〇条後段を削る。」とする（WB232）。「直接方式」である。

なお、前段の削除ということは、論理的にあり得ない。

・後段を削ってただし書を加える場合

「第〇条後段を削り、同条に次のただし書を加える。」とする（WB211 II）。

これは実質的には後段をただし書の形に全部改正する場合であろう。すなわち、後段を全部改正して、ただし書の形にする場合は、このように削除・追加方式を採るべきであることを示唆している。

・その際、字句改正があるとき

「第○条中「○○」を「△△」に改め、後段を削り、同条に次のただし書を加える。」

字句引用機能の「中」があるときは、その効果により「同条後段」としない。

4 各号列記以外の部分の改正

(1) 各号列記以外の部分の全部改正

・各号列記以外部分を全部改める場合、「第○条各号列記以外の部分を次のように改める。」とする（WB142Ⅱ・209）。

〔例〕

第35条 下水道法（昭和33年法律第79号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出しを「(事業計画の要件)」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

〔地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律37号）〕

・各号列記以外部分と各号の一部（各号列記以外部分に引き続いて連続する号）とを全部改正する場合

「第○条各号列記以外の部分並びに同条第1号及び第2号を次のように改める。」とする。

なお、個別号が各号列記以外部分に引き続かない場合、又は連続しない場合は、各号列記以外部分と個別号は切断される。

(2) 各号列記以外部分の一部改正

- ① 各号列記以外の部分の字句を改める場合に、各号に同一字句がないとき

「第〇条中「〇〇」を「△△」に改める。」とする (WB142Ⅱ)。

各号に同一の字句がない以上、「各号列記以外の部分」と改正箇所を特定することはできない (限定的特定すら不要)。条構造を考慮する必要はなく、条・項名掲記だけで足りる。

- ・この場合に、さらに各号の字句改正をするとき

「第〇条中「A」を「B」に改め、同条第 1 号中「C」を「D」に改め、同条第 2 号中「E」を「F」に改める。」とする。

[例]

「第33条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第 1 号中「第19条」を「第31条」に改め、同条第 2 号中「第26条第 1 項」を「第38条第 1 項」に改め、同条を第44条とし、……。」

[短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律 (平成19年法律72号) 標記第 2 条]

- ② 各号列記以外の部分の字句を改める場合に、各号に同一字句があるとき

各号列記以外の部分の字句を改める場合、各号に同一の字句があるときは、「各号列記以外の部分」と改正部分特定をする (WB142Ⅱ)。限定的特定である。

「第〇条各号列記以外の部分中「〇〇」を「△△」に改める。」(字句改正の場合)

「第〇条各号列記以外の部分中「〇〇」の下に「△△」を加える。」(字句追加の場合)

「第〇条各号列記以外の部分中「〇〇」を削る。」(字句削除の場合) となる。

「各号列記以外の部分中」の用法は、この場合に限られる。すなわち、

改正しようとする字句と同一字句が同一条・項中の他の部分（各号列記部分）にもあり、各号列記部分の字句は改正しないか、又は別な字句に改正する場合に限られる（WB204Ⅲ）。したがって、各号列記部分の中に同一語句がないときは、「各号列記以外の部分中」を用いることはできない。

「各号列記以外の部分」は、「限定的特定」だけが可能であって、「特掲的特定」は不可である。

〔別な字句に改正する場合の例〕

「第2条の2第1項各号列記以外の部分中「保険会社」を「保険会社等（保険会社又は少額短期保険業者をいう。以下同じ。）」に、……に改め、同項第1号から第3号まで及び第5号から第7号までの規定中「保険会社」を「保険会社等」に改める。」

〔保険業法等の一部を改正する法律（平成17年法律38号）〕

・この場合に、さらに各号中の個別号を改正するとき

このときは、各号列記以外部分と個別号の両方を改める場合であるので、次の③の場合には該当せず、「各号列記以外の部分」による特定が可能である。

「第〇条各号列記以外の部分及び第〇号中「〇〇」を「△△」に改める。」とする。

③ 各号列記以外部分と各号部分とに同一字句があり、その字句について各号列記以外部分と各号部分の両方を改める場合

「第〇条中「〇〇」を「△△」に改める。」とする（WB142Ⅱ）。

この場合は、改正部分を特定する必要はなく、条・項名掲記だけで足りる（限定的特定すら不要）。

④ 各号列記以外の部分と各号とに同一字句がある場合に、各号又は個別号の字句を改めるとき

「第〇条各号中「〇〇」を「△△」に改める。」

「第〇条第〇号中「〇〇」を「△△」に改める。」とする。

これは、最小単位掲記・引用原則による通常の条・項名掲記の場合であ

る。各号又は個別号に着目すれば足りる。

⑤ 複雑な字句改正がある場合

各号列記以外部分と各号部分に同一字句があり、その両方を改める場合（すなわち上記③の場合であって、条・項名掲記だけで足りる）であっても、それぞれの部分に他の字句改正があるときは、各号列記以外部分について「各号列記以外の部分」として改正部分特定をする必要が生ずることがある。

「各号列記以外の部分中」における「限定的特定」用法は、改正しようとする字句と同一字句が同一条・項中の各号列記以外部分と各号部分とにあり、各号部分の字句は改正せず、各号列記以外部分の字句を改正する場合に限られる。すなわち、改正字句が「両方ニアッテ、各号ハ改正セズ」の場合である。

この「各号列記以外の部分」の限定的特定用法が拡張される場合があると考ええる。帰納的に検討しよう。問題は、そのような拡張が「各号列記以外の部分中」の限定的特定用法と整合的かである。

(i) 各号列記以外部分にはAとC、第1号にはAがある場合

「第〇条各号列記以外の部分中「A」を「B」に、「C」を「D」に改め、同条第1号中「A」を「B」に改める。」としている。

しかし、この場合は、次のように考えるべきであろう。Aについては、「両方にあって両方とも改正」の場合だから、③の場合に該当し、各号列記以外部分の限定的特定すら不要で、条・項名掲記だけで足りる場合である。各号列記以外部分における他の字句(C)については、これは各号部分には存在しないものであるから、①の場合に該当し、条・項名掲記だけで足りる。したがって、AについてもCについても「各号列記以外の部分」による特定を必要としない。したがって、この場合は、「第〇条中「A」を「B」に、「C」を「D」に改める。」で足りると考えられる。

以上の考察から、次の例はいずれも妥当ではないと考える。

[例1]

第37条 公職選挙法（昭和25年法律第100号）の一部を次のように改正する。

第239条の2 第1項各号列記以外の部分中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に、「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第4号中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

〔独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成26年法律67号）〔「禁錮」は各号部分には存在しない。〕〕

〔例2〕

第3条 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項各号列記以外の部分中「母」を「母又は養育者」に、「第8号」を「第4号」に、……に改め、……を削り、同項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を削り、第6号を第3号とし、……。

〔次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律28号）〔「第8号」は各号列記部分には存在しない。〕〕

〔例3〕

第42条 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）の一部を次のように改正する。

第51条各号列記以外の部分中「処理スルコトサレテイル」を「処理スルコトサレタル」に改め、「（昭和22年法律第67号）」を削り、同条第1号中「都道府県」の下に「又ハ地方自治法第252条の19第1項ノ指定都市」を加え、「処理スルコトサレテイル」を「処理スルコトサレタル」に改め、同条第2号中「処理スルコトサレテイル」を「処理スルコトサレタル」に改める。

〔地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律51号）〔「処理スルコトサレテイル」

は各号列記以外部分にも各号部分（2号建て）にもあり、それぞれ全く同様の改正を行っている。]]

(ii) 「各号列記以外の部分」は A、第 1 号に A と C がある場合

「第〇条各号列記以外の部分中「A」を「B」に改め、同条第 1 号中「A」を「B」に、「C」を「D」に改める。」とする。

この場合は、第 1 号に改正字句として「C」があり、C について「同条第 1 号中」を掲記しなければならない以上、第 1 号中の A についてもその字句改正を併せて表示すべきであることになる。このように「同条第 1 号中」を掲記しなければならない以上は、「同条第 1 号中」において「A」の字句改正も表示すべきであるが、そうすると、各号列記以外部分には A があるものの、第 1 号にある A は C との関係で独自性を失い、「両方にあつて各号は改正せず」の場合であると位置付けることができるのではないか。したがって、この表記は適切な表示であろう。なお、後掲⑥「引用字句操作」の項参照。

(iii) 「各号列記以外の部分」は A、第 1 号に A、第 2 号に C がある場合

「第〇条各号列記以外の部分中「A」を「B」に改め、同条第 1 号中「A」を「B」に改め、同条第 2 号中「C」を「D」に改める。」

これは、「第〇条各号列記以外の部分及び第 1 号中「A」を「B」に改め、同条第 2 号中「C」を「D」に改める。」とする。

これを「第〇条中「A」を「B」に改め、同条第 2 号中「C」を「D」に改める。」とするのはまずい。つまり、「同条第 2 号中」を掲記する以上、これに平仄を合わせて、「同条第 1 号中」と第 1 号の号名も掲記し、改正字句を表示すべきであると考えられるからである。A については、「両方にあつて両方改正」で限定用法に適合しないが、第 2 号の「C」との関係で「両方にあつて各号は改正せず」の例外と考えられるのではなからうか。

(iv) 「各号列記以外の部分」はA、第1号にAとC、第2号にEがある場合

「第〇条各号列記以外の部分中「A」を「B」に改め、同条第1号中「A」を「B」に、「C」を「D」に改め、同条第2号中「E」を「F」に改める。」とする。

この場合は、第1号に改正字句として「C」があり、「同条第1号中」を掲記しなければならない以上、その中で「A」の字句改正も別途表示すべきだからである。上記(ii)と同様である。

なお、これを「第〇条各号列記以外の部分及び第1号中「A」を「B」に改め、同条第1号中「C」を「D」に改め、同条第2号中「E」を「F」に改める。」とするのは誤りとなろう。「第1号中」が1つの改正規定に2度現れるのは許されない。改正字句の繰り返しは許容できても、掲記番号の繰り返しは許容し得るものではない。

⑥ 引用字句操作による「各号列記以外の部分」の使用の差し控え

「各号列記以外の部分」という用語は、生硬さが目立ち、改め文用語としても違和感があり、できるだけ使用を差し控えたいという動きがあるようである。

『詳解』341頁は、「各号列記以外の部分中」は、そこで改正しようとする字句が同一条項中の他の部分にもあり、その部分の字句は改正しない場合のように、これを用いるほかに方法がないやむを得ない場合に限り、用いるものとされている（「ただし書中」が書くことを原則とし、「本文中」「前段中」「後段中」が特記することを妨げないとされるのと、用法を異にする。）。このため、法令における取扱いは、このような場合、「各号列記以外の部分中」を用いない方式によるものが多いようである。」と述べている。

そのために、1つの方法として引用字句を操作することによって「各号列記以外の部分」という用語を使用しないという方法が採られている。これについて、WB207は、「柱書き部分のAの直前又は直後の字句を含めて引用し、各号中のAとの違いが明らかになるようにする方式（第〇条

ただし書中「A△△」を「A'△△」に改める) がとられることもある」と説明している。このような引用字句を操作する方法を「引用字句操作」と称することとする。実例を見てみよう。

「第28条第1項中「第13条第1項」を「第25条第1項」に、「定めて第15条」を「定めて第27条」に改め、同項第1号中「第15条」を「第27条」に改め、……。」

[短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律72号) 標記第2条]

この改正規定は、各号列記以外部分に「第13条第1項」と「第15条」があり、第1号に「第15条」があるので、上記⑤(i)の場合であるから、「第28条第1項各号列記以外の部分中「第13条第1項」を「第25条第1項」に、「第15条」を「第27条」に改め、同項第1号中「第15条」を「第27条」に改め、……。」となるはずである(通説の立場)。それにもかかわらず、各号列記以外部分と個別号に共通する引用字句「第15条」を、各号列記以外部分についてその字句の前にある字句(「定めて」)を付加して引用し、①の「各号に同一字句がないとき」に該当することとし、「各号列記以外の部分」の用語の使用を避けている。

この手法について、『詳解』341頁は、「このようにするのであれば、「そこで改正しようとする字句が同一条・項中の他の部分にもあり、その部分の字句は改正しない場合」でも、「各号列記以外の部分中」を用いなくて済む(各号列記以外の部分の全部を改める場合以外は、各号列記以外の部分の文言を用いなくて済む)ことになる」とし、「やや難点があるように思われる」としている。

「各号列記以外の部分」の用法が限定された場面では働かないのに、さらにその使用を抑えるため、引用字句操作といった便法まで持ち出すのであれば、「分断方式」や「主文」概念を導入すべきであろう。

(3) 「各号列記以外の部分」に対するただし書の追加

「第〇条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。」とする。

〔例〕

「第3条第1項中……に改め、同条第2項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。」

〔森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成25年法律24号）〕

「各号列記以外の部分」（主文）と各号があるのに対して、ただし書を加える場合である（主文の本文への転化）。このただし書は、各号のあるただし書ではない。各号のあるただし書であれば、そもそも「各号列記以外の部分」は問題にならない。このような「各号のないただし書」を各号列記以外の部分（主文）に追加するというのは、ごく稀なケースであろう。

Ⅳ 「主文」概念と分断方式

1 「主文」概念の設定

（1）主文の観念

既に述べたように、条・項中で、各号との関係における本体的な部分、すなわち本文・ただし書、前段・後段の構造をとるのではなく各号を支配する部分を仮に「主文」と称することとする（I 1（1）参照）。従来、この部分を指し示す用語が欠けていたので、的確にこの部分を特定することができず、その為又はそれを代替する為に「各号列記以外の部分」なる観念が必要とされた1つの理由であった。

「主文」の観念は、各号のない場合は単なる条・項の本体部分を指し示すにすぎないから、「各号のない主文」「各号を含まない主文」の観念を採る余地はない（そのような主文は条・項そのものである）。したがって、「主文」なる観念は各号のある場合に限定して措定すれば足りる。他方、「主文」と各号との関係は連続的、一体的であるから、「各号を含むただし書」の場合と同様に、「主文」には「各号」を含めたものと措定すべきことに

なろう。以上から、主文は各号を含む場合に限るから、「各号のある主文」は「各号を含む主文」である。そして、主文と各号との間には、介在物はなく、主文と各号は連続的、一体的な関係に立つので、主文は各号を支配していることになる。このように、主文は各号を支配しているから、「各号を支配する主文」ということになる。そして、「各号を含む主文」は、「柱書きとしての主文」と「各号としての主文」とから成っていることになる。これらの特性から、「各号を含む主文」「各号を支配する主文」は「各号を含むただし書」「各号を支配するただし書」と同様に構成することができることになる。

「各号を含む主文」「各号を支配する主文」は、「主文」というだけで「柱書きとしての主文」のみならず、「各号としての主文」をも当然に含むものとして指定することになる（「柱書きとしての主文」と「各号としての主文」の両義性）。したがって、「ただし書が各号を含んだものである場合は、各号を実質的に加える部分を別建てで改正する必要はない」（WB212 I）という「各号を含むただし書」の扱いと同様の扱いをすることになる。

（２） 主文についての改正部分特定

条・項の一部改正における改正部分の特定については、主文は、主文・各号における同一字句の存否との関連（主文の改正部分の特定は各号しか関連するものは存在しない）では、「本文」「前段」と同様の扱いを受けるものと考えてよい。けだし、主文は、いわば「ただし書のない本文」「後段のない前段」と同様のものということができ、「本文」「前段」と同様の扱いを受けるものと考えることができるからである。したがって、主文は「限定的特定」と「特掲的特定」によって改正部分を特定することができることになる。

（３） 主文の各号との関係

① 主文の一部改正

主文と各号との関係については、「各号を含むただし書」「各号を支配するただし書」と同様の扱いを受ける。

各号に対して主文だけを改正するには、「第〇条主文（各号列記以外の部分に限る。）中」とする。

② 主文の全部改正、追加、削除

「各号を含む主文」の全部改正というものも存在しない。これは当該条・項の全部改正に他ならないからである。「各号を含まない主文」はそれ自体不存在であって、その全部改正もあり得ない。

主文の追加、削除というものも存在しない。

各号は条・項の構成部分であるが、それ自体として改正の対象となる。

2 分断方式の提唱

上述したように、各号がただし書、後段に含まれる場合があるとし、また、本文、前段も各号を含む場合を認める立場を前提とすると、各号とただし書等に係る改正において、複雑で、曖昧な処理がなされている。その原因は各号とただし書等との関係において、包含関係、支配関係を認め、「ただし書が各号を含んだものである場合は、各号を実質的に加える部分を別建てで改正する必要はない」という命題を堅持しているからである。しかも、かかる命題を設定したにもかかわらず、これを徹底せず、曖昧な処理が行われているのである。

「各号列記以外の部分」は、本文・ただし書、前段・後段の構造をとる条・項においては、これらと概念的に重なり合う。また、「主文」なる概念を認めたとしても、「各号列記以外の部分」なる概念の必要性は残ってしまう（各号に対して主文だけを特定するとき）。「各号のあるただし書」「各号のある後段」「各号のある主文」と言う観念を認め、「ただし書」「後段」「主文」に各号を含める以上は、各号との関係において「各号列記以外の部分」なる観念は依然として必要であり、有用である。

しかし、各号を支配する条・項の構成要素と各号との支配関係を切断し、両者を全く別個の存在として扱うこととすれば、「各号列記以外の部分」なる概念は利用頻度が大幅に減少すると考えられる。このように「各

号のあるただし書」も「各号のある後段」も「各号のある主文」も各号に対する支配力を有しないと構成することによって、そして我々は認めないが「各号のある本文」「各号のある前段」というものに各号を支配する効果を認める立場に対しても、このように構成することによって、「各号列記以外の部分」なる観念を実質的には殆んど不要とさせることができ、改め文における処理を明確化、一義化を一層徹底することができることになると思われる。

また、各号に対する包含関係、支配関係と言うものは、本文・ただし書、前段・後段のいずれの中に「次に掲げる」とか「次の各号」とかの字句があるかによるのであるが、そのような実体規定の内容によって処理の仕方を大きく異ならせるのは、改め文方式における改正の方法としては妥当ではなかろう。改め文方式における改正はできる限り形式的な処理によるべきである。そうであるとする、そのような根拠付け文言の所在により、各号に対する包含関係、支配関係が変動することは好ましいことではない。

このような観点から、各号に対する本文・ただし書、前段・後段の関係を一切切断し、両者を分断する必要性と実益が明らかになろう。これを「分断方式」と称することとする。この分断方式を採り、「主文」なる観念を導入することによって、「各号列記以外の部分」なる概念をほぼ放擲し、各号と本文・ただし書、前段・後段、主文との処理の明確化、一義化を図ることができると考えられよう。

もっとも、この分断方式を採っても、「各号列記以外の部分」の用語を必要とする場合が皆無になる訳ではない。従来「各号列記以外の部分」を多く使用していた「主文」に関しては皆無になったと思われる。残存するのは、各号に対して本文とただし書の両者を特定する場合、各号に対して前段と後段の両者を特定する場合の 2 つの場合であろう。このように「各号列記以外の部分」の用語を廃棄する訳にはいかないが、その利用頻度は大幅に減少するものと思われる。

3 主文概念と分断方式による処理

分断方式によれば、①主文+各号、②ただし書+各号、③後段+各号の各場合においても、主文、ただし書、後段は各号に対して一切の影響力を及ぼさない。本文、非支配ただし書、前段、非支配後段と同じになる。したがって、例えば、ただし書と言っても「柱書きとしてのただし書」を指すことになる。

例えば、ただし書について、全部改正、追加、削除に際し、各号は含まれない（移動については条・項単位であるので、分断方式に係わる余地はない）。これらの場合に各号も併せて処理するときは、次のように各号についても言及することが必要になる。これが分断方式の実益である。

・全部改正 「第〇条ただし書及び各号を次のように改める。」

（「本文」「前段」では改正規定は分割される。「主文」では条・項名掲記で足りる。）

・追加 「第〇条に次のただし書及び各号を加える。」

（「本文」「前段」「主文」の追加は不存在。）

・削除 「第〇条ただし書及び各号を削る。」

（「本文」「前段」「主文」の削除は不存在。）

・一部改正 ①柱書き+各号 「第〇条ただし書及び各号中「〇〇」を「△△」に改める。」

②柱書き+個別号 「第〇条ただし書及び第〇号中「〇〇」を「△△」に改める。」

③柱書きのみ 「第〇条ただし書中「〇〇」を「△△」に改める。」

④各号のみ 「第〇条各号中「〇〇」を「△△」に改める。」

⑤個別号のみ 「第〇条第〇号中「〇〇」を「△△」に改める。」

このように分断方式を採ると、「各号列記以外の部分に限る」とか「各号列記以外の部分中」とかの表示は殆んど不要となる。また、「主文」概念を導入しても、各号に対する包含関係、支配関係に立つことはなくなるから、「各号列記以外の部分」の用語を使用することはなくなる。ただ、各号に対して本文とただし書、前段と後段の両方を指し示す場合に使用する意義が残る余地がある。

(平成27年 9 月30日脱稿)